

社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会
地域福祉支援担当



電話 / 042-566-0061

受付時間 / 月～金曜日 午前9時～午後5時
土・日・祝日、年末年始はお休みです。

F A X / 042-566-0253

Eメール / chiiki@yel.m-net.ne.jp

所在地 / 〒208-8503

武蔵村山市学園4-5-1市民総合センター2階



武蔵村山市社会福祉協議会とは、社会福祉に関する事業・活動を行い、地域福祉推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

武蔵村山市 福祉サービス総合支援事業

福祉サービスをもっと身近なものに



福祉サービスについて

困ったり悩んだりしていることはありませんか。

住みなれた地域で

安心して日常生活が送れるようにお手伝いをします。

社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会





福祉サービス総合相談

福祉サービスの身近な相談窓口として、お気軽にご相談ください。

【相談内容】福祉サービスの利用や苦情に関する相談、成年後見制度の利用相談、判断能力が不十分な方の権利擁護相談等



このようなことで、お困りのことはありませんか。

- 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの方法がわからない。
- 日常の金銭管理が1人では心配…。
- 成年後見制度の利用について知りたい。
- 利用している福祉サービスについて苦情を申し立てたい。



ふくし法律相談（予約制）

高齢者や障害者など、判断能力が不十分な方の権利擁護相談や、福祉サービス利用に際しての苦情に対し、弁護士が無料で相談に応じます。

- 対象者 ご本人やそのご家族、関係機関職員、介護保険事業者等
- 内容 福祉サービス利用に際しての苦情、成年後見制度の利用、権利侵害などで専門的判断が必要と思われるご相談
- 相談日 原則として、**毎月第3火曜日 午後1時30分～4時30分**
※ご利用の前に必ずご予約ください（電話：566-0061）。
※相談時間は、お1人につき1時間程度となります。
- 場 所 社会福祉協議会 面接室（市民総合センター2階）



地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者を対象に、福祉サービス利用の手続きや、日常的な金銭管理等のお手伝いを行います。

●利用できる方

市内で在宅生活をされている、認知症の症状や物忘れのある高齢者の方、知的障害、精神障害のある方など（自分の意思で契約できる方）

●サービス内容

サービスの種類	サービス内容	利用料
福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用の手続き ・利用料の支払い ・書類の整理 等 	1回1時間まで1,000円 ※延長は30分ごとに500円追加
日常的な金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・生活費の預貯金からの払戻し ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き ・医療費の支払い ・公共料金や家賃の支払い 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通帳をご本人が保管する場合 1回1時間まで1,000円 ※延長は30分ごとに500円追加 ◆通帳を社協で保管する場合 1回1時間まで2,500円 ※延長は30分ごとに500円追加
書類等の預かりサービス	<p>通帳・年金証書・権利証などの大切な書類をお預かりし、金融機関の貸金庫で保管します。</p> <p>※書類等の預かりサービスのみの利用は不可</p>	1ヶ月 1,000円

※相談や支援計画の作成は無料です。

※生活保護受給者の方の利用については、ご相談ください。